

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する
職員就業規則

平成19年11月5日
19経教規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、保健管理センターの府中地区又は小金井地区に勤務する者のうち、当該地区の看護技術業務を主体的に行う者に適用する。

(職名)

第3条 この規則の適用を受ける職員の職名は、看護技術員とする。

(雇用期間及び契約更新)

第4条 看護技術員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

2 看護技術員の雇用契約は、前条の雇用期間終了後、大学の財務状況及び勤務実績等を総合的に勘案し、看護技術員としての雇用期間が通算3年に達する時点まで更新することができるものとする。

3 前2項により通算雇用期間が3年に達した看護技術員については、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、前2項に準じて雇用を継続することができる。評価については、保健管理センターが別に定める。

4 前3項により通算雇用期間が6年に達した看護技術員については、以後、3年ごとに前3項を準用し、雇用を継続することができる。

(雇用年齢)

第5条 看護技術員の雇用は、満60歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。

(給与)

第6条 看護技術員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間、休暇、育児休業及び介護休業)

第7条 看護技術員の所定労働時間、休暇、育児休業及び介護休業は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第37条、第38条及び第39条を準用する。

(退職手当)

第8条 看護技術員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第9条 看護技術員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を準用する。

附 則

この規則は、平成19年11月5日から施行し、平成19年9月1日から適用する。